

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産者支援課

法令名	農業協同組合法			法令番号	昭和22年法律第132号				
手続名	特定関係者との間の取引の承認			根拠条項	第11条の9				
審査基準	<p>農業協同組合施行規則（平成17年3月22日 農林水産省令第27号）</p> <p>（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由）</p> <p>第7条 法第11条の9ただし書の農林水産省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>1 当該農業協同組合連合会が当該農業協同組合連合会の取引の通常条件に照らして当該農業協同組合連合会に不利益を与える取引又は行為を、当該農業協同組合連合会の特定関係者（法第11条の4第3号に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に該当する特定農業協同組合（経営困難農業協同組合（農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第5項に規定する経営困難農水産業協同組合に該当する農業協同組合をいう。以下同じ。）及び経営困難農業協同組合の権利義務の全部又は一部を承継する農業協同組合をいう。この号及び第61条第四項第18号において同じ。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定農業協同組合の事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>2 当該組合が、当該組合の取引の通常条件に照らして当該組合に不利益を与える取引又は行為を経営の状況の悪化した当該組合の特定関係者との間で合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引又は行為を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。</p> <p>3 前2号に掲げるもののほか、当該組合がその特定関係者との間で当該組合の取引の通常条件に照らして当該組合に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、農林水産大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。</p> <p>※ 佐賀県農業協同組合法施行細則第7条に明記</p>								
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	60日	目次
						標準経由期間	日	No.	